

(平成25年7月31日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 18 件

厚生年金関係 18 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年10月24日は9万6,000円、同年12月25日は29万円、16年6月28日は23万5,000円、同年10月28日は9万6,000円、同年12月24日は29万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年10月24日
② 平成15年12月25日
③ 平成16年6月28日
④ 平成16年10月28日
⑤ 平成16年12月24日

年金記録によると、A社から支給された賞与について、申立期間①から⑤までの記録が無いので、全ての期間について、正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①、②、③、④及び⑤において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の各申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳における厚生年金保険料の控除額から、平成15年10月24日は9万6,000円、同年12月25日は29万円、16年6月28日は23万5,000円、同年10月28日は9万6,000円、同年12月24日は29万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の全ての申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当

時) に対して行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年10月24日は9万6,000円、同年12月25日は41万円、16年6月28日は31万5,000円、同年10月28日は9万6,000円、同年12月24日は39万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年10月24日
② 平成15年12月25日
③ 平成16年6月28日
④ 平成16年10月28日
⑤ 平成16年12月24日

年金記録によると、A社から支給された賞与について、申立期間①から⑤までの記録が無いので、全ての期間について、正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①、②、③、④及び⑤において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の各申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳における厚生年金保険料の控除額から、平成15年10月24日は9万6,000円、同年12月25日は41万円、16年6月28日は31万5,000円、同年10月28日は9万6,000円、同年12月24日は39万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の全ての申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当

時) に対して行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和37年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月21日から同年12月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る年金記録が確認できないが、申立期間についても同社に継続して勤務していた。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間について、A社D支店に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社D支店は、昭和37年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日に厚生年金保険被保険者資格を取得している者が42人確認できるところ、申立人と同様に、同年11月21日に同社C支店で同保険の被保険者資格を喪失している者が40人確認できる。

また、上記同僚40人のうち、生存及び所在が確認できた23人に申立期間当時の勤務状況について照会したところ、回答が得られた21人のうち18人は、「申立期間以前からA社D支店で継続して勤務していた。」と供述していることから、A社D支店が厚生年金保険の適用事業所となる以前は、同社同支店に勤務する者の厚生年金保険については、同社C支店において加入させていたものと推認できる。

さらに、A社D支店に継続して勤務していたと供述する同僚18人のうち6人は、「申立期間においては、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思

う。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社C支店における昭和37年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、同保険料を納付したか否か不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和37年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月21日から同年12月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る年金記録が確認できないが、申立期間についても同社に継続して勤務していた。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間について、A社D支店に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社D支店は、昭和37年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日に厚生年金保険被保険者資格を取得している者が42人確認できるところ、申立人と同様に、同年11月21日に同社C支店で同保険の被保険者資格を喪失している者が40人確認できる。

また、上記同僚40人のうち、生存及び所在が確認できた23人に申立期間当時の勤務状況について照会したところ、回答が得られた21人のうち18人は、「申立期間以前からA社D支店で継続して勤務していた。」と供述していることから、A社D支店が厚生年金保険の適用事業所となる以前は、同社同支店に勤務する者の厚生年金保険については、同社C支店において加入させていたものと推認できる。

さらに、A社D支店に継続して勤務していたと供述する同僚18人のうち6人は、「申立期間においては、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思

う。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社C支店における昭和37年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、同保険料を納付したか否か不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

北海道厚生年金 事案 4677

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和37年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月21日から同年12月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る年金記録が確認できないが、申立期間についても同社に継続して勤務していた。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間について、A社D支店に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社D支店は、昭和37年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日に厚生年金保険被保険者資格を取得している者が42人確認できるところ、申立人と同様に、同年11月21日に同社C支店で同保険の被保険者資格を喪失している者が40人確認できる。

また、上記同僚40人のうち、生存及び所在が確認できた23人に申立期間当時の勤務状況について照会したところ、回答が得られた21人のうち18人は、「申立期間以前からA社D支店で継続して勤務していた。」と供述していることから、A社D支店が厚生年金保険の適用事業所となる以前は、同社同支店に勤務する者の厚生年金保険については、同社C支店において加入させていたものと推認できる。

さらに、A社D支店に継続して勤務していたと供述する同僚18人のうち6人は、「申立期間においては、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思

う。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社C支店における昭和37年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、同保険料を納付したか否か不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和37年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月21日から同年12月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る年金記録が確認できないが、申立期間についても同社に継続して勤務していた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間について、A社D支店に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社D支店は、昭和37年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日に厚生年金保険被保険者資格を取得している者が42人確認できるところ、申立人と同様に、同年11月21日に同社C支店で同保険の被保険者資格を喪失している者が40人確認できる。

また、上記同僚40人のうち、生存及び所在が確認できた23人に申立期間当時の勤務状況について照会したところ、回答が得られた21人のうち18人は、「申立期間以前からA社D支店で継続して勤務していた。」と供述していることから、A社D支店が厚生年金保険の適用事業所となる以前は、同社同支店に勤務する者の厚生年金保険については、同社C支店において加入させていたものと推認できる。

さらに、A社D支店に継続して勤務していたと供述する同僚18人のうち6人は、「申立期間においては、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思う。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社C支店における昭和37年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、同保険料を納付したか否か不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、平成15年1月から同年3月までは20万円、同年4月から同年12月までは22万円、16年1月から同年4月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②及び③の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月31日は6万円、同年12月30日は7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年1月1日から16年5月16日まで
② 平成15年7月31日
③ 平成15年12月30日

A社で勤務した期間のうち、申立期間①については、年金記録の標準報酬月額が、当時の給与額に比べて低いと思うので調べてほしい。

また、申立期間②及び③については、当該事業所から賞与の支払を受けたが、当該賞与に係る年金記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることか

ら、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①については、B 税務署から提出された申立人の A 社に係る平成 15 年及び 16 年の報酬の支払調書において確認又は推認できる報酬額及び厚生年金保険料控除額から、15 年 1 月から同年 3 月までは 20 万円、同年 4 月から同年 12 月までは 22 万円、16 年 1 月から同年 4 月までは 20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いため不明としているが、報酬の支払調書により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、報酬の支払調書により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 C 銀行から提出された通常貯金預払状況調書により、申立人は、申立期間②及び③において、当該事業所から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚から提出された平成 15 年に係る賞与明細書及び預金通帳により、これら同僚は、申立人と同日に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、上記通常貯金預払状況調書に記載されている賞与振込額を基に算出した賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 7 月 31 日は 6 万円、同年 12 月 30 日は 7 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を、社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和41年5月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月16日から同年6月1日まで

申立期間は、A社C支店から同社B支店に異動になった時期であるが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間当時の勤務状況に関する具体的な供述及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務し(A社C支店から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同時期にA社C支店から同社B支店に異動した複数の同僚の供述から判断すると、昭和41年5月16日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支店における昭和41年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和41年5月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月16日から同年6月1日まで

申立期間は、A社C支店から同社B支店に異動になった時期であるが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録、A社が保管する申立人の人事台帳及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、同社に継続して勤務し（A社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同時期にA社C支店から同社B支店に異動した複数の同僚の供述から判断すると、昭和41年5月16日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支店における昭和41年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和41年5月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月16日から同年6月1日まで

申立期間は、A社C支店から同社B支店に異動になった時期であるが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録、A社が保管する申立人の人事台帳及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、同社に継続して勤務し（A社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同時期にA社C支店から同社B支店に異動した同僚の供述から判断すると、昭和41年5月16日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支店における昭和41年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和50年1月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月16日から同年2月1日まで

申立期間は、A社の関連会社であるB社への出向を解かれ、A社に復帰した時期であるが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社から提出された申立人に係る人事記録及び同社の回答から判断すると、申立人は、申立期間において、同社及びその関連会社に継続して勤務し（昭和50年1月16日にB社からA社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和50年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明としているが、同社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書において、申立人の資格取得日は昭和50年2月1日と記載されていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 4684

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和50年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月21日から同年4月1日まで

申立期間は、A社本社から同社B工場に異動した時期であるが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人から提出された勤続25年の表彰状、A社から提出された申立人に係る辞令原簿及び従業員台帳、並びに同社の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和50年4月1日にA社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和50年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失手続の誤りを認めていることから、事業主が昭和50年3月21日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還

付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和41年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月28日から同年4月1日まで

A社で勤務していた期間のうち、同社C工場から同社D工場へ異動した時期の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る人事記録及び同社の回答から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務し（昭和41年4月1日にA社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和42年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月21日から同年4月5日まで

申立期間は、A社B工場から同社C工場に異動した時期であるが、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注)申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険記録、申立人と同時期にA社B工場から同社C工場に異動したとする同僚が保管する給与明細書及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し(A社B工場から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、事業所名簿及びオンライン記録によると、異動先であるA社C工場は、昭和42年9月21日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は同保険の適用事業所でなかったことが確認できるところ、同社は、「申立人は、異動元であるB工場において厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、異動先であるC工場において同保険の被保険者資格を取得するまでの期間について、申立期間を除き本社において同保険の加入記録が確認できることから、申

立期間についても本社で同保険に加入させる取扱いであったものと考えられる。」と回答していることから判断すると、申立期間について、同社における申立人の同保険被保険者資格取得日に係る記録を同年3月21日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和42年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明である旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

北海道厚生年金 事案 4687

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B鉱業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和35年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年2月29日から同年3月1日まで

申立期間は、A社B鉱業所から同社C本社（厚生年金保険の適用はA社D鉱業所）に異動になった時期であるが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和35年3月1日にA社B鉱業所から同社C本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B鉱業所における昭和35年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は昭和45年12月に解散しており、当時の事業主は死亡していることから、同保険料を納付したか否かについて確認することはできないが、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を35年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月29日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険

事務所は、申立人に係る同年2月の同保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る同保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を12万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 60 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 6 月 15 日

申立期間について、A老人保健施設から賞与の支払を受けたが、当該賞与に係る記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びA老人保健施設から提出された給与明細書(賞与)により、申立人は、申立期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記給与明細書(賞与)において確認できる厚生年金保険料控除額から、12万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和37年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月21日から同年12月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る年金記録が確認できないが、申立期間についても同社に継続して勤務していた。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間について、A社D支店に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社D支店は、昭和37年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日に厚生年金保険被保険者資格を取得している者が42人確認できるところ、申立人と同様に、同年11月21日に同社C支店で同保険の被保険者資格を喪失している者が40人確認できる。

また、上記同僚40人のうち、生存及び所在が確認できた23人に申立期間当時の勤務状況について照会したところ、回答が得られた21人のうち18人は、「申立期間以前からA社D支店で継続して勤務していた。」と供述していることから、A社D支店が厚生年金保険の適用事業所となる以前は、同社同支店に勤務する者の厚生年金保険については、同社C支店において加入させていたものと推認できる。

さらに、A社D支店に継続して勤務していたと供述する同僚18人のうち6人は、「申立期間においては、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思

う。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社C支店における昭和37年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、同保険料を納付したか否か不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和37年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月21日から同年12月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る年金記録が確認できないが、申立期間についても同社に継続して勤務していた。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間について、A社D支店に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社D支店は、昭和37年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日に厚生年金保険被保険者資格を取得している者が42人確認できるところ、申立人と同様に、同年11月21日に同社C支店で同保険の被保険者資格を喪失している者が40人確認できる。

また、上記同僚40人のうち、生存及び所在が確認できた23人に申立期間当時の勤務状況について照会したところ、回答が得られた21人のうち18人は、「申立期間以前からA社D支店で継続して勤務していた。」と供述していることから、A社D支店が厚生年金保険の適用事業所となる以前は、同社同支店に勤務する者の厚生年金保険については、同社C支店において加入させていたものと推認できる。

さらに、A社D支店に継続して勤務していたと供述する同僚18人のうち6人は、「申立期間においては、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思

う。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社C支店における昭和37年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、同保険料を納付したか否か不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年10月から11年3月までの期間、12年4月から13年3月までの期間、14年4月から15年1月までの期間及び同年7月から16年6月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年10月から11年3月まで
② 平成12年4月から13年3月まで
③ 平成14年4月から15年1月まで
④ 平成15年7月から16年6月まで

私は、20歳になった平成9年*月から国民年金に加入し、それ以降国民年金保険料の免除申請を行っていたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、A町（現在は、B町）役場で国民年金保険料の免除申請を行ったと思うとしているところ、B町は、当時の保険料免除申請書等については、保存年限が経過したため保管しておらず、申立人の申立期間①及び②に係る免除の申請について確認することができないとしているが、同町の国民年金被保険者名簿により、申立人の両申立期間は未納と記録されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間①及び②の免除申請を行った時期は覚えていないとしている上、当時同居していた申立人の両親への当委員会からの照会を希望していないことから、申立人が両申立期間の国民年金保険料の免除申請を行った状況について確認することができない。

申立期間③について、申立人は、C区役所で国民年金保険料の免除申請を行ったと思うとしているが、同区役所は、申立人が申立期間③の免除申請を行った記録及び資料は確認できないとしている。

また、申立人が、申立期間③の直後である平成15年2月28日から16年2月8日まで住所を定めていたD市の年金システムに、「平成14年度：15年3月4日届出（受付）、同年3月28日決定＝承認」と記録が残っており、申立人は、15年3月4日に免除申請を行ったことが確認できるが、平成14年度の免除承認期間は、申請のあった日の属する月の前月から15年6月までと規定されていたことから、申立人が免除申請した同年3月の前月である同年2月から同年6月までの国民年金保険料が免除となり、それ以前の申立期間③は、免除の対象期間とはならなかったものと認められる。

申立期間④について、上記D市の年金システムに、「平成15年度：15年7月7日届出（受付）、同年8月15日決定＝却下」と記録が残っており、申立人は、15年7月7日に免除申請を行ったが、申立期間④の免除申請は、承認されなかったことが確認できる。

申立人は、申立期間の免除承認通知書は届いていないとしている上、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料等はなく、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 2305（函館国民年金事案 23 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から49年3月まで

私は、昭和44年4月に、A村（現在は、B市）の国民年金担当者に国民年金の加入を勧められ加入した。

A村在住中は、国民年金手帳を所持していなかったが、国民年金保険料を定期的に現金で村の収入役に納付し、その都度領収書を受領していたので、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できないと年金記録確認函館地方第三者委員会（当時）に申し立てたが、申立ては認められなかった。

今回、当時からの友人及び知人が、私が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを証言してくれるので、再度、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、申立期間当時のA村役場の国民年金担当の関係者を記憶しているが、その関係者は既に死亡しており、また、当時、関係者の部下であった者も申立人に関する記憶は無く、申立人の申立期間における国民年金の加入及び保険料の納付状況を確認できないこと、ii) 申立人は、申立期間の国民年金保険料を同村役場の収入役窓口で現金で納付し、領収書を受け取ったとしているが、当時の国民年金保険料の納付方法は、国民年金印紙を国民年金手帳に貼付し、検認を受ける方法であったこと、iii) 申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年2月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間の一部の保険料は時効により納付できない上、44年4月から51年2月までの国民年金手帳記号番号払出簿を調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことは確認できないこと等を理由として、既に年金記録確認函館地方第三者委員会の決定に基づく平成

20年3月10日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立人の申立期間に係る国民年金の加入と保険料の納付について証言してくれる者として、二人の名前を挙げていることから、当該二人に聴取したが、申立期間における申立人の国民年金保険料の納付について具体的な供述を得ることはできなかった。

また、当該二人は共に、自身及びその妻が所持する国民年金手帳について「(申立期間) 当時の年金手帳の検認欄には検認印が確認できる。」と述べている。

さらに、申立期間当時、A村の出納係であった二人及び保険係であった二人の計4人に改めて申立期間当時の国民年金保険料の納付方法について照会したところ、4人全員が、「(申立期間) 当時、収入役(出納係)では国民年金保険料の納付の際に領収書の発行は行っておらず、国民年金印紙を購入し、国民年金手帳に貼付の上、隣の保険係で手帳に検認を受ける方法であった。」と回答しており、申立人が主張する納付方法とは大きく相違する。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の主張は、年金記録確認函館地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情が見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年1月から16年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月から16年6月まで
申立期間は、国民年金保険料の免除申請の手続を行った期間であると思っていたが、年金記録によると、国民年金保険料の未納期間とされているので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年1月頃にA市B区役所において国民年金保険料の免除申請手続を行い、翌年からは自宅に郵送されてきた申請書類により手続を行っていたとしているが、i) オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿において、申立人は、厚生年金保険の被保険者となった4年7月1日付けで国民年金の被保険者資格を喪失した後、申立期間中に同資格を再取得した記録が確認できないこと、ii) A市は、申立期間について、当時、申立人が国民年金に加入した記録が存在しなかったことから、申立人に対して免除申請書を郵送していない旨の回答をしていること、iii) 基礎年金番号が導入された9年1月以降、公的年金加入者に対して必ず付番される同番号について、申立人に対して23年12月2日に初めて付番されていることがオンライン記録により確認できることから、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であり、国民年金保険料の免除申請手続を行うことはできなかったと考えられる。

また、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料の免除申請を一枚の申請用紙に記載したとして、申立期間の一部期間についての国民年金保険料免除申請書を提出しているが、A市は、この免除申請書は、基礎年金番号が記載されている申立人の妻のみの申請として受け付けていると回答している。

さらに、申立期間は114か月と長期間であり、申立人が、申立期間の国民年金保険料の免除申請を行っていたことを示す関連資料等が無く、ほかに申立人

が申立期間の免除申請を行っていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4691

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月 頃 から 51 年 7 月 15 日 まで
申立期間は、A 県 B 市 駅前 C 町 に あ っ た D 社 に 職 人 と し て 勤 務 し て い た が、厚生年金保険の加入記録が確認できない。
給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、D 社から提出された年間給与支払明細及び申立期間当時から現在まで同社の経理事務を担当している者の供述により、申立人は、申立期間の一部の期間について、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、D 社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない上、前述の経理事務担当者は、「D 社は、設立以来、厚生年金保険の適用事業所となっていない。従業員を同保険に加入させていたことは無く、従業員の給与から厚生年金保険料を控除したことも無い。当時の事業主及びその妻についても、国民年金及び国民健康保険に加入していた。」と供述しているところ、オンライン記録によると、当時の事業主及びその妻は、昭和 36 年 4 月からそれぞれが満 60 歳に達したことにより国民年金の被保険者資格を喪失するまでの全ての期間(申立期間を含む。)について同年金に加入し、同保険料を納付していることが確認できる。

また、申立人は、当時の同僚の名前を挙げているものの、個人を特定することができないことから、申立人の申立内容を裏付ける供述を得ることができない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間において国民年金に加入しているとともに、申立期間のうち、昭和47年5月から49年3月までの期間に係る国民年金保険料は申請により免除されており、同年4月から51年7月までの期間に係る同保険料を納付していることが確認できる。

なお、申立期間当時、飲食業の事業所については、厚生年金保険の強制適用事業所となるべき事業所とされておらず、これら非適用業種の法人が、同保険の強制適用事業所となったのは、昭和61年4月1日である。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4692（事案 257 及び 4480 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 12 月 1 日から平成 3 年 12 月 1 日まで

A 社での厚生年金保険の加入記録は、昭和 63 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日までとなっているが、申立期間についても同保険に加入し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと 2 回にわたって申し立てたが、いずれも第三者委員会から認められないとの通知をもらった。

当該事業所の当時の専務が事情を知っていると思うので、再度調査してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主に照会したものの、「申立人は、A 社の従業員として勤務していたが、同社を退職して独立しており、その後、申立人は、個人事業主として出入りしていた。社員として勤務していた期間については、きちんと社会保険の手続を行っていたことから、厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失については、国の記録のとおりで間違いない。保険料を預かりながら納付しなかったということは無い。」と回答しており、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述が得られないこと、ii) 申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無いこと、iii) 雇用保険の被保険者記録によると、申立人の離職日は、昭和 63 年 11 月 30 日とされており、これは、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（離職日の翌日）の記録と合致していること、iv) 健康保険厚生年金保険被保険者原

票に不自然な点は見られない上、同年12月16日に健康保険証を返納した記録が確認できること、v) B市の記録によると、申立人は同年12月1日から平成8年7月10日までの期間について、国民健康保険に加入していたことが確認できる上、申立期間のうち、3年4月から同年12月までの期間については、国民年金の申請免除期間となっていること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、20年10月29日及び24年12月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「当時の専務に照会して、再度調査してほしい。」と主張しているところ、申立人が名前を挙げた当時の専務は、「申立人は、A社の正社員として勤務していたが、昭和63年末頃、独立開業するために退職しており、申立期間当時は、同社に在籍していない。」と供述しており、申立人の申立内容を裏付ける供述は得られなかった。

そのほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4693

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 61 年 11 月 30 日まで
申立期間は、タイピストとしてA社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の事業主が書いたとする昭和 62 年 12 月 16 日付けの勤務に係る証明書を提出しているが、事業所名簿及びオンライン記録によると、当該事業所は、60 年 12 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業・法人登記簿謄本によると、当該事業所は 61 年 11 月 * 日に破産宣告を受け、平成 2 年 5 月 * 日に破産手続が終結している上、事業主は既に死亡しており、当該証明書発行の目的及び記載内容等について確認することができないことから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

また、商業・法人登記簿謄本により、当該事業所の取締役であったことが確認できる者及び健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)により、当該事業所の被保険者であったことが確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた 31 人(申立人が名前を挙げた者を含む。)に照会し、20 人から回答が得られたが、申立期間のうち一部の期間についてアルバイトとして勤務していたとする申立人の次女を除き、申立人を記憶している者はおらず、当該事業所にタイピストが勤務していたことを記憶している者もないことから、申立人の申立てに係る事実を確認することができない。

さらに、申立人の次女の当該事業所に係る被保険者原票の被扶養者欄を確認したところ、被扶養者の名は「B女」と記載されており、戸籍上のカタカナ表

記と異なるものの、読み方は一致しており、生年月日については、申立人は「大正15年*月*日」と記載されていると主張しているが、「大正15年*月*日」と判読でき、申立人と一致している上、被保険者との続柄については「母」と記載されていることから、当該被扶養者は申立人であると判断でき、申立人は、申立期間のうち昭和51年8月14日から53年1月1日までの期間において、当該事業所における次女の子供健康保険の被扶養者であったことが認められる。

加えて、C市の回答によると、申立期間のうち昭和58年5月17日以降の期間について、申立人は、C市国民健康保険に加入していることが確認できる。

その上、当該事業所に係る被保険者原票を確認したものの、申立人の名前は無く、一方、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、オンライン記録により、申立期間当時、申立人が使用していた可能性がある複数の名前で厚生年金保険の被保険者記録を確認したものの、申立期間において、申立人に該当すると思われる記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。